

「稲美町公式ホームページ」有料広告掲載に関する基準

1. **目的** …… この基準は、稲美町有料広告掲載に関する要綱(平成19年稲美町要綱第2号。以下「要綱」という。)第5条の規定により要綱第2条第2号に定める稲美町の公式ホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載する広告に関する基準を定めることを目的とする。
2. **定義** …… この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) **町ホームページ**

稲美町が管理するホームページで、<https://www.town.hyogo-inami.lg.jp/>で始まるものをいう。
 - (2) **バナー広告**

町ホームページに掲載する広告であり、文字又は画像で表示された情報で、広告主等の指定するWebページにリンクする機能を有するものをいう。
3. **広告基準等** …… 要綱第5条に規定する基準は次のとおりとする。
 - (1) **広告掲載の申込み方法** …… 広告申込者は、広告掲載申込書【様式第1号】に掲載しようとする広告の電子データを添えて、掲載を希望する月の前月の1日までに企画課に提出するものとする。なお、電子データ、CD-R等の記録媒体は、あらかじめウイルスチェックを行い、安全であることが確認されたものでなければならない。
 - (2) **広告の掲載料金**
 - ア バナー広告の掲載料金は、次に定める金額とする。

1 枠月額	10,000 円
-------	----------
 - イ 広告申込者があらかじめ6か月以上連続する期間の掲載を申込みする場合は、アの規定に関わらず、広告料金の総額から1割を減額するものとする。
 - (3) **広告の掲載枠の規格**
 - ア 町ホームページに掲載するバナー広告の規格及び掲載位置は、原則として次のとおりとする。

大きさ	天地 60 ピクセル、左右 234 ピクセル
画像形式	JPEG 及び GIF 形式の静止画
データ容量	10 キロバイト以下
掲載位置	町ホームページ中トップページの広告掲載欄
掲載順位	受付順に掲載する。ただし、公共性の高い広告については、この限りではない。

イ 町ホームページにバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、ページデザイン及び使いやすさを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならない。

① 禁止する表現

次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (ア) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (イ) アラートマーク(「警告」「注意」など警告を発しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの)
- (ウ) ラジオボタン(選択できるような誤解を与えるもの)
- (エ) テキストボックス(入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)
- (オ) プルダウンメニュー(下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)

② GIFアニメ等

GIFアニメ及びFLASH等の動的な表現のバナー画像は、禁止する。

③ 町ホームページとの区別

次の表現については、利用者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (ア) 町ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (イ) 「法律相談」など町政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が稲美町の事業であると誤認しやすいもの。

④ 色調

文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

⑤ 解像度

文字やイラスト等の解像度について適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(4) 広告掲載の期間

ア 広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、最長でも掲載した日の属する年度の翌年度の4月末日までとする。

イ 広告を掲載する開始日(以下「広告掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の第1日とする。

ウ 広告を掲載する終了日(以下「広告掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

エ イ及びウの規定にかかわらず、広告掲載開始日及び広告掲載終了日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日に当たる場合は、町が別に定める。

オ 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した場合、その閉鎖日数に合わせ掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1か月当たり3日(72時間)未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(5) 広告の審査 ……掲載申込みがあった広告は、稲美町広告掲載審査会における審査を経なければ掲載できないものとする。

4. 標準的な掲載パターン …… (期日は目安)

月	日	掲載依頼主	企画課	審査会
前月		申込書の作成 (原稿作成)		
	1		申込書及び原稿の締切	
				審査会開催
		(原稿修正)		
				審査終了
			掲載広告決定	
			決定通知書・納付書の 発送	
			掲載料の納付	
	20		掲載料納期限 納付状況確認	
当月	1		掲載	